

輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業について

農林水産省は、平成 29 年 2 月 15 日に「輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業」を平成 29 年度から実施するとして総合評価落札方式による一般競争入札を行う旨を公告した。全植検協では、当会が植物検疫に関して、知識や経験を持ち合わせており、また、オールジャパンで推進している輸出促進に寄与することも当会の役割と判断し、応札したところ、3 月 17 日に当会が落札した。

当該事業の目的は、平成 28 年 5 月にまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」に沿って我が国の農産物の輸出を今後さらに推進するに当たっては、輸出先国の植物検疫条件や残留農薬基準に則した防除体系・栽培方法等の普及を強力に進めていくことが不可欠であること、輸出先国に存在しない特定の病害虫が我が国に存在している場合、特別な防除や選果等の作業が必要となること、輸出先国において輸出しようとする農産物が生産されておらず、残留農薬基準値が設定されていないかまたは極めて低く設定されている場合、我が国で使用可能な農薬が限定されることなどの課題を解決する必要があることなどから、植物検疫や病害虫防除などの専門家等から構成されるサポート体制を整備し、輸出に取り組もうとする産地や流通・販売事業者の意向や課題を聴取・分析するとともに、専門家を現地に派遣等することにより、産地等の実態に合ったきめ細やかな技術的サポートを行い、輸出先国

の規制に則した防除体系や栽培方法等の普及を促進することである（別図参照）。

このため、全植検協では、当該目的を達成するために次により事業を推進することとしている。

(1) 専門家リストの整備

①植物検疫、②病害虫防除・栽培管理、③農薬の残留等の各分野において、現場指導の経験を有する者を全国的に募集し、選定委員会で選定して専門家リストを整備する。

(2) 相談窓口の設置

輸出に取り組もうとする産地や流通事業者などが電話やファックス等で問い合わせができる相談窓口を北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄単位など地域毎の利便性を踏まえて開設する。また、当該相談窓口の開設について広報誌を作成して関係機関に配布し広報する。

更に、全植検協ホームページを改修し、相談窓口の開設案内するほか、関係機関のリンク掲載を行う。

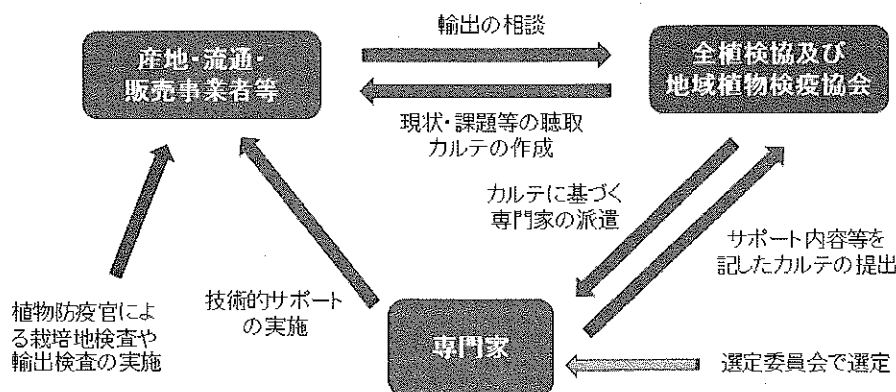
(3) 輸出産地等の現状把握の実施

輸出産地等から輸出に関する意向、現状、課題等を聴取し、相談受付から輸出実現までの取り組みを記録する「産地・事業者カルテ」を作成する。

なお、「産地・事業者カルテ」は次のような内容とする。

- ① 相談者の所属、氏名、連絡先

輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業のイメージ



- ② 輸出を検討している農産物と輸出先国
- ③ ②について、輸出先国の規制に関する情報収集の状況
- ④ 輸出計画の作成状況（輸出時期、数量等）
- ⑤ 国内外のパートナーの有無（産地、輸出業者、支援団体、バイヤー等）
- ⑥ 輸出に当たって、相談者が抱える課題

(4) 専門家による技術的サポートの実施

① 技術的サポート体制の検討

輸出産地等から聴取した内容を分析し、課題を解決するために適した専門家を選定する。また、選定した専門家と技術的サポートのサポート方針を協議した上で、現地関係者を含めた検討体制を構築する。

② サポート事業の実施

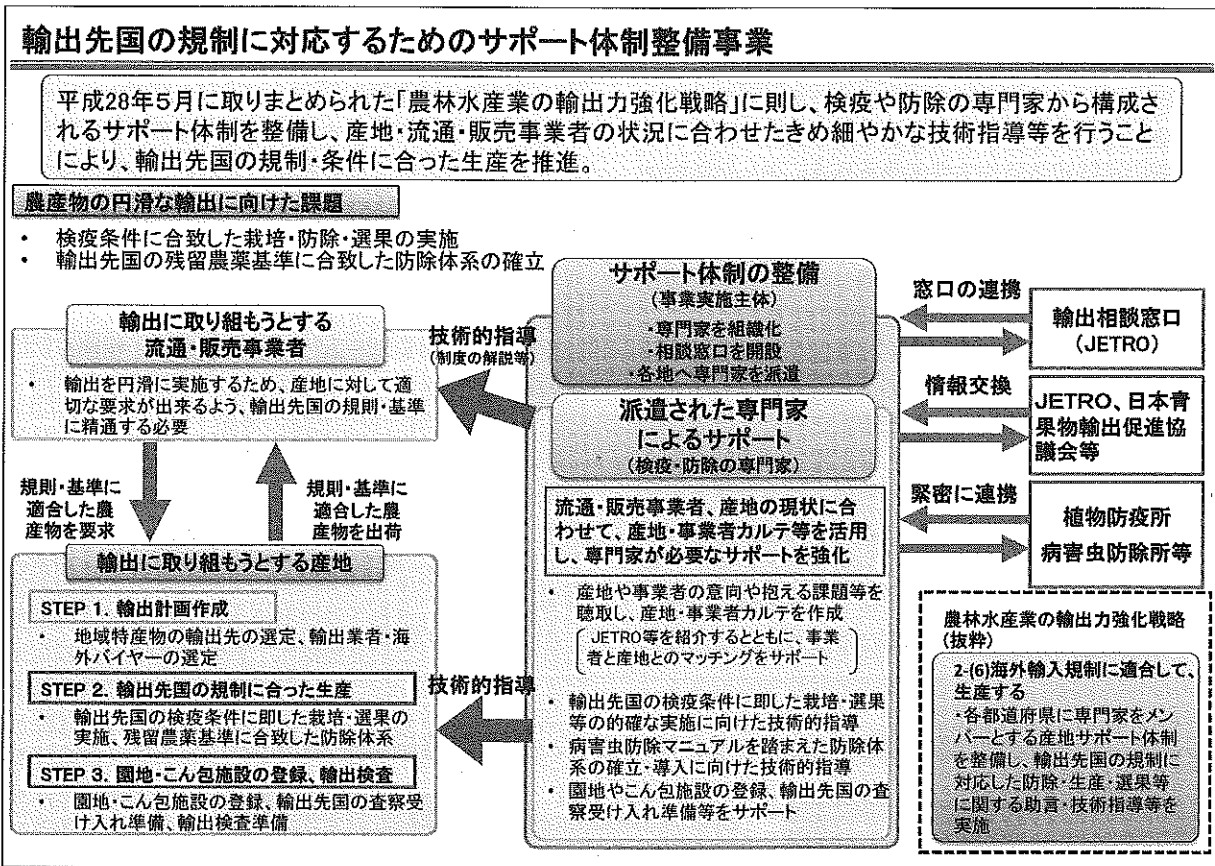
サポート方針に基づき、専門家を現地に派遣するなどにより、栽培体系、農作物の生育状況、病害虫の発

生状況等、産地の実態に応じた継続的な技術的サポートを実施する。なお、専門家の派遣は、40 産地程度を対象とする。また、技術的サポートを進めるに当たっては、サポートを実施した専門家の氏名、サポート内容、進捗状況等を取りまとめて「産地・事業者カルテ」に記録する。

(5) その他

当該事業の開始に当たり、植物検疫、病害虫防除・栽培管理又は農薬の適正使用に係る有識者で構成される検討会を開催し、本事業の実施方針に係る助言を踏まえて実施する。

全植検協では、上記事業を本年 4 月から実施する予定にしている。については、関係各協会の皆様方に専門家として参加いただき、当該事業の推進に是非ともご協力をいただきたいと考えている。



植物防疫課の組織改正

植物防疫課の 29 年度組織定員要求では二室体制が認められた。現行の検疫対策室、国際検疫調整官体制が防疫対策室、国際室の二室体制となる。防疫対策室は輸入検疫、侵入警戒、国内検疫及び防除を一元的に

扱う。国際室は植物検疫関係の多国間調整と主に輸出関連の二国間関係業務を扱う。さらに、二国間協議担当の生産安全専門官 1 名増が認められた。

プラムポックスウイルスの緊急防除区域の変更

農林水産省は、平成 29 年 1 月 25 日に「平成 28 年度ウメ輪紋ウイルスに関する対策検討会（第 2 回）」での専門家の意見を踏まえ、「プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令（平成 22 年農林水産省令第 4 号）」の改正等を公表し、同年 2 月 24 日から施行すると発表した。当該改正により東京都青梅市御岳山、あきる野市小中野、小峰台、戸倉、深沢、養沢、

八王子市石川町、中野山王、奥多摩町海澤、白丸、兵庫県宝塚市平井山荘、山本台が緊急防除地域から除外された一方、神奈川県横浜市、岐阜県各務原市、愛知県犬山市及び江南市の一部地域が緊急防除地域として追加された。

なお、現在の緊急防除地域は次表のとおりである。

【緊急防除区域】

都府県	市町村	緊急防除地域
東京都	昭島市	大神町（※1）、上川原町（※1）、田中町（※1）、拜島町、松原町、緑町、美堀町
	あきる野市	全域（小中野、小峰台、戸倉、深沢及び養沢を除く）
	青梅市	全域（御岳山を除く）
	八王子市	曙町、宇津木町、梅坪町、大谷町、尾崎町、上巻分方町、川口町、川町、久保山町、左入町、下恩方町、諏訪町、大楽寺町、高月町、滝山町、戸吹町、西寺方町、武分方町、丸山町、みつい台、谷野町
	羽村市	小作台、川崎（※2）、五ノ神（※2）、栄町、神明台、玉川、羽、羽加美、羽中、羽西、羽東、富士見平、緑ヶ丘
	福生市	大字熊川（※3）、大字福生（※4）、加美平、北田園、志茂、東町、本町、南田園、武蔵野台
	西多摩郡奥多摩町 西多摩郡日の出町	梅澤、川井、小丹波、丹三郎、氷川 全域
		（※1）東日本旅客鉄道青梅線以南の地域に限る。 （※2）都道249号線以西の地域に限る。 （※3）一般国道16号線以東で都道7号線以北の地域を除く。 （※4）一般国道16号線以東の地域並びに1846番から1865番まで、1958番から1974番まで、1981番及び1984番から1990番までを除く。
神奈川県	横浜市	港北区：樽町一丁目、樽町二丁目、樽町三丁目、樽町四丁目、師岡町 鶴見区：梶山一丁目、梶山二丁目、上末吉一丁目、上末吉二丁目、上末吉三丁目、上末吉四丁目、上末吉五丁目、北寺尾一丁目、北寺尾二丁目、北寺尾三丁目、北寺尾四丁目、北寺尾五丁目、北寺尾六丁目、北寺尾七丁目、駒岡一丁目、駒岡二丁目、駒岡三丁目、駒岡四丁目、駒岡五丁目、獅子ヶ谷一丁目、獅子ヶ谷二丁目、獅子ヶ谷三丁目、下末吉一丁目、下末吉二丁目、下末吉三丁目、下末吉四丁目、下末吉五丁目、下末吉六丁目、諏訪坂、佃野町、寺谷一丁目、寺谷二丁目、豊岡町、馬場二丁目、馬場三丁目、馬場四丁目、馬場五丁目、馬場六丁目、馬場七丁目、東寺尾六丁目、東寺尾北台、東寺尾中台、三ツ池公園
岐阜県	各務原市	鶴沼朝日町、鶴沼大伊木町、鶴沼小伊木町、鶴沼羽場町（※）、鶴沼古市場町、鶴沼真名越町、前渡東町 （※）名古屋鉄道各務原線以南の地域に限る
愛知県	一宮市	浅井町江森、浅井町大日比野、浅井町尾関、浅井町河端、浅井町小白比野、浅井町西浅井、浅井町西海戸、浅井町東浅井、浅井町前野、瀬部
	犬山市	犬山（※1）、大字前原（※2）、上坂町、上野、上野新町、郷西、木津、五郎丸、五郎丸東、天神町、中山町、羽黒（※3）、羽黒朝日、羽黒稲葉西、羽黒稲葉東、羽黒菊川、羽黒新田、羽黒新外山、羽黒摺墨、羽黒高橋、羽黒堂前、羽黒成海西、羽黒成海南、羽黒余町、橘爪、橘爪東
	江南市	後飛保町、小秋町、鹿子島町、草井町、河野町、小脇町、慈光堂町、中般若町、般若町、藤ヶ丘、前飛保町、宮田町、宮田神明町、村久野町、和田町
	丹羽郡大口町	大字河北、河北、仲沖
	丹羽郡扶桑町	全域 （※1）県道27号線との交点以西の県道183号線、その交点から県道186号線との交点までの県道27号線及びその交点以東の県道186号線以南の地域に限る。 （※2）新郷瀬川以西の地域に限る。 （※3）新郷瀬川以西の地域並びに新郷瀬川以東で県道188号線及び県道16号線以西の地域に限る。
大阪府	河内長野市	市町、木戸、木戸町（※1）、木戸東町、楠町西、楠町東、汐の宮町、千代田南町、松ヶ丘中町、松ヶ丘東町
	富田林市	大字廿山（※2）、大字錦織、甲田、小金台、寿町、桜ヶ丘町、新青葉丘町、新家、須賀、高辺台、谷川町、廿山、津々山台、寺池台、常磐町、錦織北、錦織東（※3）、錦ヶ丘町、藤沢台、富美ヶ丘町、宮甲田町、美山台 （※1）一般国道310号線以東の地域に限る。 （※2）府道202号線以南の地域に限る。 （※3）府道202号線以北の地域に限る。
兵庫県	尼崎市	常松、常吉、西昆陽、武庫町、武庫の里、武庫の荘、武庫元町、武庫豊町
	伊丹市	荒牧、荒牧南、池尻、伊丹、鑄物師、梅ノ木、大鹿、大野、荻野、荻野西、奥畑、春日丘、北伊丹、北河原、北園、北野、北本町、行基町、鴻池、御願塚（※1）、昆陽、昆陽池、昆陽東町、昆陽北、昆陽東、昆陽南、桜ヶ丘、清水、下河原、鈴原町、千僧、高台、中央、寺本、寺本東、中野北、中野西、中野東、西台、西野、野間、野間北、東有岡、東野、平松、広畑、藤ノ木、船原、堀池、松ヶ丘、瑞ヶ丘、美鈴町、瑞原、瑞穂町、緑ヶ丘、南鈴原、南本町、宮ノ前、山田
	川西市	加茂、久代、栄根、下加茂、寺畑、花屋敷、東久代、南花屋敷
	宝塚市	安倉北、安倉中、安倉西、安倉南、旭町、泉町、伊子志（※2）、今里町、小林（※2）、金井町、亀井町、川面（※3）、清荒神、口谷西、口谷東、向月町、光明町、御所の前町、御殿山（※4）、寿町、小浜、末広町、高司、高松町、鶴の荘、東洋町、長尾町、中洲（※5）、中筋、中筋山手、中山荘園、中山台、中山寺、平井、福井町、星の荘、米谷（※6）、三笠町、美座、南ひばりヶ丘、美幸町、売布、売布東の町、山手台西、山手台東、山本中、山本西、山本野里、山本東、山本丸橋、山本南、弥生町 （※1）西日本旅客鉄道山陽新幹線以北の地域に限る。 （※2）阪急電鉄今津線以東の地域に限る。 （※3）中国縦貫自動車道以南で一後川以東の地域に限る。 （※4）中国縦貫自動車道以南の地域に限る。 （※5）県道16号線以北の地域に限る。 （※6）一般国道176号線以南の地域に限る。

平成 28 年度植物検疫全国研修会

CA コンテナによる日本産青果物輸出について（講演要旨）

株式会社 MTI 田村 健次 氏

はじめに

TPP（環太平洋パートナーシップ）の合意を受けて、政府は、農林水産業については、「守る農業から「攻めの農業」への転換を打ち出し、「未来への投資を実現する経済対策」（平成 28 年 8 月閣議決定）において、輸出額 1 兆円目標を平成 31 年に 1 年前倒しすることを決定し、官民挙げて日本産農産物の輸出促進が課題となっている。

日本産のおいしい果実や世界的にブームとなっている日本食の食材となる野菜が人気となっているが、これらの生果実や野菜（以下、青果物と呼ぶ。）は、収穫後であっても呼吸をし、青果物自身の糖分をそのエネルギー源としている。そのため、海外に輸送されて消費されるまでには品質低下が大きな問題である。そのため、航空便を使うしかないが、運賃は船便の 10～30 倍と高く、そのため販路は富裕層に限られ、需要は限られる。輸出拡大には、大量消費が期待できる中間層にも手の届く値段にすることが課題となっていた。

九州産の青果物の東南アジア向け輸出を手掛ける福岡市の青果卸会社から日本郵船㈱に航空輸送から海上輸送（CA コンテナ輸送）への輸送方法変更について相談があり、輸送試験が始められた。

CA コンテナとは

CA（Controlled Atmosphere）とは、酸素（O₂）及び二酸化炭素（CO₂）の空気組成を、青果物の長期貯蔵に適する組成、すなわち「青果物の呼吸作用を抑える組成」にコントロールすることである。

これまで、温度変化に敏感な青果物のような貨物の輸送には、冷凍コンテナ（REF）により一定温度に設定された定温コンテナが使われてきた。この冷凍コンテナは、その断熱構造、冷凍機及びヒーターの装備と制御技術により、外気温が -30～+38℃の条件下で -30℃～+30℃の範囲を 0.1℃単位で庫内温度を保持できる。これは、コンテナの輸送中の電源供給システムが完備されている限り問題はない。

この冷凍機能に CA 機能（窒素発生機）が装備されたものが CA コンテナであり、現在は主に青バナナやアボカドの輸入に使われている。

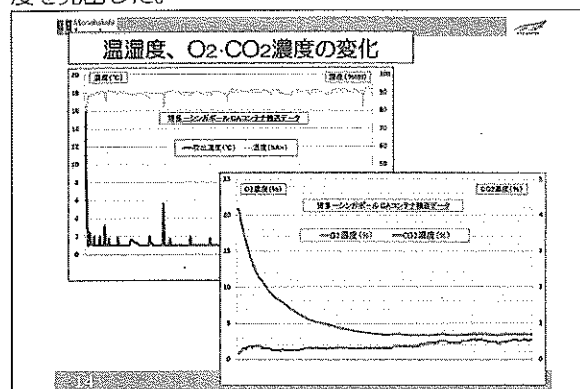
青果物の品質低下とその防止

青果物は、収穫後も呼吸をしており、酸素を吸って二酸化炭素は吐き出している。この呼吸のため青果物

自身の糖分が使われて、品質低下する。冷却貯蔵することにより、品質低下の原因となる呼吸を抑制することができ、加えて「CA」貯蔵することにより更に呼吸を更に抑制することができる。例えば、りんごの呼吸量は、「冷却」（0℃）貯蔵することにより常温時の 10 に低下し、加えて「CA」貯蔵することにより更に 1/2（常温時の 1/20）に低下させることができる。

CA コンテナによる輸出開始（日本初）

福岡市内の青果卸会社から相談のあった春菊や水菜などの葉物野菜、イチゴなどの航空輸送から海上輸送（CA コンテナ輸送）へ輸送方法を変更する目的で、まず博多港に蔵置した CA コンテナに多種の葉物野菜を混載し、陸上蔵置試験 2 回行って最適な酸素濃度、温度を見出した。



この貯蔵試験には、春菊、水菜、レタス、キャベツ、白葱、舞茸、しめじ、トマト、ミニトマト、大根、さつまいも、イチゴ、巨峰などが供された。

その後博多→香港間の輸送試験が行われ、CA コンテナによる海上輸送による青果物の品質低下認められなかった。

以上の蔵置・輸送試験の実施を経て、CA コンテナによる日本産青果物の輸出が始まり、現在では日本の各地から東南アジア（香港、タイ、シンガポールなど）に CA 混載された葉物野菜や果物が定期的に輸出されるようになった。

【田村講師の紹介】

日本郵船（株）入社後、船舶機士として船舶常務。その後研究職に転籍し、日本郵船グループの 100% 子会社の㈱ MTI (Monohakobi Technology Institute) で、コンテナ輸送に関する研究開発、営業活動に従事。現在、同社取締役・営業グループ長

【今後の行事予定】

平成 29 年 4 月下旬（予定）事業及び会計監査

平成 29 年 5 月中旬（予定）第 16 回理事会（書面決議）

平成 29 年 6 月 14 日（水）第 17 回理事会（ホテルラングウッド、14 時～）及び第 6 回定時社員総会（同、15 時～）